

渋谷区優良介護事業所表彰事業実施要綱

令和 6 年 4 月 1 日 制 定

令和 7 年 7 月 1 1 日 一部改正

令和 8 年 6 月 2 5 日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、渋谷区内の介護サービス事業所の取組みを評価し、優良な事業所を表彰することでサービスの質及び従事者の資質向上を図り、もって要介護者の自立支援や生活の質の向上に繋げる好循環を生み出すことを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、介護保険法（平成9年法律第123号）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）で使用する用語の例による。

2 渋谷区優良介護事業所表彰事業（以下「本事業」という。）の対象は、渋谷区内で別表1のサービスを提供している介護サービス事業所（以下「事業所」という。）とする。

(応募要件)

第3条 応募できる事業所は、次の各号に定める要件を全て満たす事業所とする。

- (1) 応募した日において、渋谷区内に事業所を有すること。
- (2) 応募した日の属する年度（以下「応募年度」という。）の4月1日を基準とし、事業所の指定を受けた日から1年が経過していること。ただし、渋谷区以外の場所において事業所の指定を受け、その後、事業所の場所を渋谷区に移した場合は、渋谷区に事業所を移した日から1年が経過していること。
- (3) 応募年度及び前年度以前3年度において、応募する事業所及び同一の法人が運営する渋谷区内の事業所において指導、監査で勧告以上の行政指導又は行政処分を受けておらず、且つ、虐待の認定を受ける等の重大な不祥事を起こしていないこと。
- (4) 応募年度及び前年度以前3年度において、個人情報の流出やハラスメント等の不祥事を起こしていないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団に該当する事業所及び代表者が同条第6号に規定する暴力団員又は渋谷区暴力団排除条例（平成23年条例第23号）第2条第3項に規定する暴力団関係者事業所でないこと。

(応募方法)

第4条 本事業に応募する法人の代表者は、応募する事業所ごとに必要書類を作成し、区長に提出する。応募締切、提出方法及び必要書類については、高齢者政策担当部長が別に定

める。

(評価方法)

第5条 前条の規定による応募があったときは、区長は、別表2に規定する評価項目及び評価基準により、評価を行う。ただし、法第115条の35第1項に基づく介護サービス情報公表制度において、東京都の介護サービス情報システムで公表する事業所の運営体制や介護サービス提供体制等を示すレーダーチャート7分野の合計が21点に達しない事業所については評価しないことができる。

(表彰)

第6条 区長は、前条の規定により評価した結果、得点が上位3位までの事業所を表彰する。
2 前項の規定にかかわらず、応募後に渋谷区外に事業所を移した事業所については、区長は表彰しないことができる。

(表彰等の取消し)

第7条 区長は、表彰した事業所が次の各号のいずれかに該当する場合は、表彰を取消することができる。

- (1) 虚偽又は不正な手段により表彰を受けたことが判明したとき。
- (2) 表彰後、第3条に定める応募要件を満たしていないことが判明したとき。
- (3) その他区長が表彰の取消しを求めるに相当の理由があるとき。

(広報)

第8条 区長は、本事業で表彰した事業所について、周知するよう努める。

(委任)

第9条 この要綱の実施に関し必要な事務手続及び文書の様式については、高齢者政策担当部長が定める。

附 則（令和6年4月1日区長決裁）

この要綱は、令和6年4月1日より施行する。

附 則（令和7年7月11日区長決裁）

この要綱は、令和7年7月11日より施行する。

附 則（令和8年6月25日区長決裁）

この要綱は、令和8年6月25日より施行する。

別表1 対象サービス（第2条関係）

介護サービスの種類
通所介護
通所リハビリテーション
地域密着型通所介護
認知症対応型通所介護
居宅介護支援
訪問介護
訪問入浴介護
訪問看護
訪問リハビリテーション
夜間対応型訪問介護
定期巡回・随時対応型訪問介護看護
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
短期入所生活介護
短期入所療養介護
介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護医療院
特定施設入居者生活介護
認知症対応型共同生活介護
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
福祉用具貸与
特定福祉用具販売

別表2（第5条関係）

渋谷区優良介護事業所 評価項目及び評価基準

NO.	評価項目	評価基準		備考
	従事者の処遇改善	点数	加算	
1	介護職員等処遇改善加算を取得している。 ※基準日：令和8年6月1日	3		基準日時点で有効な届出があること
2	前年度において、10日以上有給休暇が付与されている従事者全員が、年次有給休暇を年5日以上取得している。	1		
3	育児や介護と両立できる仕組みがあり、就業規則等に明記されている。 (例)看護休暇や介護休暇といった特別休暇の付与、柔軟な勤務体制	1		
4	出産後の復帰に関する取組みについて、就業規則等に明記されている。 (例)復職前面談や研修の実施といった職場復帰プログラムの実施、施設内保育所の設置	1	1	加算：直近1年以内に活用実績がある
5	労働時間縮減のための取組みについて、就業規則等に明記されている。 (例)ワークシェアリングの実施	1	1	加算：直近1年以内に活用実績がある
6	多様な働き方について、就業規則等に明記されている。 (例)フレックスタイム制の導入、在宅勤務	1	1	加算：直近1年以内に活用実績がある
7	従事者の健康管理に関する取組みについて、就業規則等に明記されている。 (例)健康相談体制の整備、メンタルヘルス対策の実施、定期的な健康診断の実施	1	1	加算：直近1年以内に活用実績がある
8	ハラスメントの相談体制が整備され、事業所内で周知がされている。	1		
	人材育成及び介護現場の生産性向上	点数	加算	備考
9	資格取得の支援がある。 (例)受講料・受験料の負担、資格手当の設定	1		
10	従事者の階層に応じた研修を実施している。	1		
11	非正規職員から正規職員への登用ルートが明確化されている。	1		
12	従事者の負担軽減や業務省力化ができるよう、ICT機器（介護ロボット、介護ソフト等）を導入し、活用している。または、取組みを行っている。 ※取組みには、都事業の活用や区伴走型支援事業への参加等も該当。	2		ICT機器・・・ケアプランデータ連携システム、記録システム、勤務管理、見守りセンサー等
13	外国人人材の受入について、マニュアルの整備、担当者配置、語学・生活支援等を行っている。	1	2	加算：外国人人材受入の実績がある
14	介護助手の受入について、マニュアルの整備、担当者配置等を行っている。 ※スケッター上でのお仕事登録ほか類似サービスでの募集も該当。	1	2	加算：介護助手受入の実績がある
15	潜在介護士の発掘や復職支援について、マニュアル整備、担当者配置、独自の支援制度の策定等を行っている。	2	2	加算：潜在介護士復職の実績がある
16	事業所で統一した報告様式を用い、記録の仕方を統一している。	1		
17	業務ごとの手順書を作成し、役割分担を明確にしている。	1		
	利用者のADL及び要介護度の維持・改善	点数	加算	備考
18	ADL維持等加算Ⅰを取得している。	2		
19	ADL維持等加算Ⅱを取得している。	3		
	地域との交流に基づく質向上	点数	加算	備考
20	地域包括支援センター等が実施する事例検討会または地域ケア会議等に前年度1回以上参加している。	1		
21	地域包括支援センターからの困難事例へのサービス提供実績がある。	1		
22	相談支援、情報発信を行う仕組みがある。 (例)利用者からの相談を随時受け付けている、合同説明会等に参加している	1		
23	区内の協議体に参加し、情報交換を行っている。	1		
24	策定したBCPを適切に実行できるよう、見直し、訓練、研修等を年1回以上実施している。	1		
	その他	点数	加算	備考
25	第三者評価を受審し、公表している。	1		